

平成 27 年第 1 回（4 月）大磯町議会臨時会

# 議 案 第 38 号 説 明 資 料

平成 27 年 4 月 30 日

専決処分の承認を求めることについて  
(大磯町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)

---

## 資 料

---

改正概要	-----	1
改正内容	-----	1～2
新旧対照表	-----	3～4

町 民 課

専決処分の承認を求めることについて  
(大磯町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)

○ 改正概要

平成27年3月31日付けで地方税法施行令の一部を改正する政令（平成27年政令第161号）が公布されたことに伴い、大磯町国民健康保険税条例の一部を改正し、法の施行日と同日付けの平成27年4月1日から施行するため、専決処分したものです。

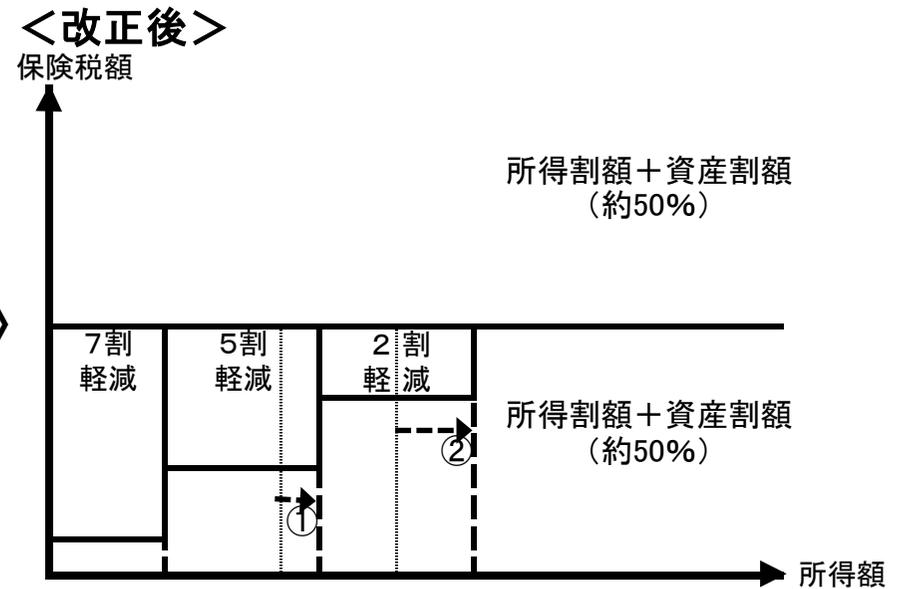
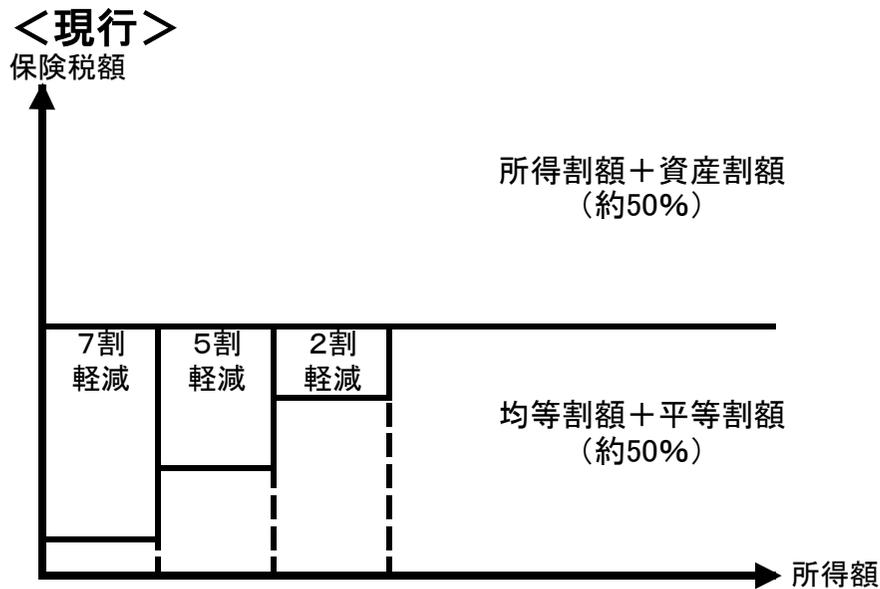
○ 改正内容

国民健康保険税の減額の対象となる所得の基準について、見直しを行うものです。

5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乗すべき金額を現行の24万5,000円から26万円に、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乗すべき金額を現行の45万円から47万円に引き上げるものです。（第22条関係）

併せて、条例において地方税法施行規則の条文を引用している箇所に条ずれが発生しているため、正しく引用されるよう改正を行うものです。（第19条関係）

# 改正内容



■ **軽減判定所得(現行)**  
 7割軽減基準額=基礎控除額(33万円)  
 5割軽減基準額  
 =基礎控除額(33万円)+24.5万円×(被保険者数)  
 2割軽減基準額  
 =基礎控除額(33万円)+45万円×(被保険者数)

■ **5割軽減・2割軽減の基準額を見直す**  
 ■ **軽減判定所得(改正後)**  
 ① 5割軽減基準額  
 =基礎控除額(33万円)+26.0万円×(被保険者数)  
 ② 2割軽減基準額  
 =基礎控除額(33万円)+47万円×(被保険者数)

大磯町国民健康保険税条例 新旧対照表

改正案	現行
<p>第1条～第18条 省略 (既に特別徴収対象被保険者であった者に係る仮徴収)</p> <p>第19条 当該年度の初日の属する年の前年の10月1日からその翌年の3月31日までの間における特別徴収対象年金給付の支払の際、支払回数割保険税額を徴収されていた特別徴収対象被保険者について、当該支払回数割保険税額の徴収に係る特別徴収対象年金給付が当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において支払われる場合においては、その支払に係る国民健康保険税額として、地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号) <b>第24条の36</b>に規定する額を、特別徴収の方法によって徴収する。</p> <p>2 省略</p> <p>第20条・第21条 省略 (国民健康保険税の減額)</p> <p>第22条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が法第703条の4第11項に規定する額を超える場合には、その額)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減じて得た額(当該減額して得た額が法第703条の4第19項に規定する額を超える場合には、その額)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が法第703条の4第27項に規定する額を超える場合には、その額)の合算額とする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、法第314条の2第2項に規定する金額に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<b>26万円</b>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)</p> <p>ア～エ 省略</p> <p>(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、法第314条の2第2項に規定する金額に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<b>47万円</b>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)</p>	<p>第1条～第18条 省略 (既に特別徴収対象被保険者であった者に係る仮徴収)</p> <p>第19条 当該年度の初日の属する年の前年の10月1日からその翌年の3月31日までの間における特別徴収対象年金給付の支払の際、支払回数割保険税額を徴収されていた特別徴収対象被保険者について、当該支払回数割保険税額の徴収に係る特別徴収対象年金給付が当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において支払われる場合においては、その支払に係る国民健康保険税額として、地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号) <b>第24条の37第1項</b>に規定する額を、特別徴収の方法によって徴収する。</p> <p>2 省略</p> <p>第20条・第21条 省略 (国民健康保険税の減額)</p> <p>第22条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が法第703条の4第11項に規定する額を超える場合には、その額)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減じて得た額(当該減額して得た額が法第703条の4第19項に規定する額を超える場合には、その額)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が法第703条の4第27項に規定する額を超える場合には、その額)の合算額とする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、法第314条の2第2項に規定する金額に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<b>24万5,000円</b>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)</p> <p>ア～エ 省略</p> <p>(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、法第314条の2第2項に規定する金額に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<b>45万円</b>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)</p>

改正案	現行
<p data-bbox="120 204 472 276">ア～エ 省略 第22条の2～第27条 省略</p> <p data-bbox="159 320 327 392"><u>附 則</u> <u>(施行期日)</u></p> <p data-bbox="120 395 792 432"><u>1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。</u></p> <p data-bbox="159 435 327 472"><u>(経過措置)</u></p> <p data-bbox="120 475 1117 584"><u>2 改正後の大磯町国民健康保険税条例の規定は、平成27年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成26年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。</u></p>	<p data-bbox="1122 204 1473 276">ア～エ 省略 第22条の2～第27条 省略</p>